

不動産競売申立ての必要書類

大津地方裁判所民事部執行係:Tel 077-503-8138(直通)

彦根支部執行係:Tel 0749-44-8011(直通)

長浜支部執行係:Tel 0749-62-0240(代表)

必要書類等		通数	内容等
申立書等	申立書	1	特別売却に異議がない旨を申立書に記載するか、その旨の意見書を添付する。
	請求債権目録等	1	(担保権実行の場合) 担保権・被担保債権・請求債権目録 (強制競売の場合) 請求債権目録
	申立手数料		収入印紙 4000円 (担保権・債務名義 1 個につき)
	登録免許税		請求債権額 (1000円未満切捨) の1000分の4 (100円未満切捨) 収入印紙か国庫金納付書(日本銀行代理店の金融機関, 郵便局で納付可)
	民事執行予納金		通常 70万円。物件数に応じて増額の場合あり。 申立受付後に、納付のための書面 (保管金提出書等) を送付します。
	※郵便切手		本庁 ⇒ R3.12.1から不要 (郵便料金は民事執行予納金から支出します) 彦根支部・長浜支部 ⇒ 15,820円 (内訳は次のとおり) 500円, 110円, 100円, 50円, 20円, 10円, 1円を各20枚
	※執行力ある債務名義の正本・送達証明書	各1	強制競売申立ての場合に必要 (確定証明書が必要な場合もあり)
	※仮差押命令正本写し	1	仮差押えの本執行移行による強制競売申立ての場合に必要
	※競売続行決定申立書	1	公租公課庁の滞納処分による差押登記がされている場合に必要
当事者関係	債権者(法人)の代表者事項証明書	1	登記や債務名義と商号・住所が異なる場合は、つながりを証する商業登記事項証明書が必要
	※債権者(個人)の場合		住民票は原則不要。ただし、登記や債務名義と氏名・住所が異なる場合は、つながりを証する住民票 (個人番号の記載のないもの) が必要
	※代理人関係書類	1	代理人許可申請書・委任状・職員証明書・収入印紙500円
	債務者・所有者の住民票(個人), 商業登記事項証明書(法人)	原本1 写し1	発行後 1 月以内のもの。住民票は個人番号の記載のないもの。 登記や債務名義と氏名(商号)・住所が異なる場合は、つながりを証する住民票 (除票) 等も必要
	※破産管財人証明書	1	債務者・所有者が破産している場合に必要
	※相続財産管理人証明書	1	相続財産管理人が選任されている場合に必要
物件関係	不動産登記全部事項証明書 (発行後 1 月以内のもの)	原本1 写し2	土地のみ申立ての場合⇒ 建物があればその登記事項証明書も必要 更地の場合はその旨の上申書が必要 建物のみ申立ての場合⇒ 敷地部分の登記事項証明書も必要 マンションの場合⇒ 敷地の登記事項証明書も必要
	公課証明書	原本1 写し2	評価証明のみのものは不可 (固定資産税・都市計画税記載のもの)
	物件案内図 公図 地積測量図 建物図面 各階平面図	各2 写し 可	(2部とも写しでも構いません) 物件案内図(住宅地図等) は、目的物件を赤線枠等で特定してください。 法務局に地積測量図・建物図面・各階平面図の備え付けがない場合は、その旨の上申書 (原本 1 通, 写し 2 通)

- ・ 冒頭に「※」のある書面は、必要な場合・該当する場合のみ提出する書面です。
- ・ 上記に記載のない書面でも提出を求めることがあります。